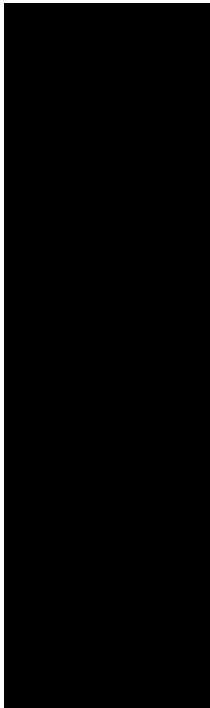




特定非営利活動法人

プレイルームゆづり葉の家

定 款



特定非営利活動法人 プレイルーム ゆづり葉の家

定 款

第一章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人プレイルームゆづり葉の家という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都多摩市連光寺2-31-23に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者および健常者で生活の支援を必要とする人々に対して、市民による生活の支援・自立への援助・社会参加の支援・子供の健全育成を図り自らの生活を主体的に決定できる地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成する為、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。

- (1) 子どもクラブ(学童クラブ)事業(障害者を主たる対象とするが、他に健常者との交流を図る)
- (2) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業
- (3) 地域支援事業(学校の清掃、保育園での業務等、街づくりのための地域支援事業)
- (4) 地域福祉推進事業(多摩市の障害者対象の催しに積極的に参加する)
- (5) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (6) 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
- (7) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (8) その他、法人の目的を達成するために必要な事業

(種 類)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人を賛助する意志をもって入会した個人及び団体。

(入 会)

- 第7条 正会員及び賛助会員の入会について、特に条件は定めない。
- 2 この法人の正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める「入会申込書」により、理事長に申し込むものとする。
 - 3 理事長は、前項の申込があったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 4 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
 - 5 この法人の賛助会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める「賛助会員申込書」により、理事長に申し込むものとする。
 - 6 理事長は、前項の申込があったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 7 理事長は、第5項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

- 第8条 正会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 賛助会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
 - 3 入会金及び会費の額は、理事会で定める。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 継続して2年以上会費を滞納した時。
 - (4) 除名されたとき。
 - (5) 賛助会員が、本条（1）から（4）に該当する場合は、その資格を喪失する。

(退 会)

- 第10条 正会員は、理事長が別に定める「退会届」を理事長に提出して、任意に退会することができる。
- 2 賛助会員は、理事長が別に定める「退会届」を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により、これを除名する事ができる。
- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

- 第12条 すでに納入した入会金、会費は、返還しない。

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事6名以上
 - (2) 監事2名
- 2 理事のうち1名を理事長、副理事長は2名以内とする。

(選任等)

第14条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になる事ができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員をかねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次の掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査する事。
 - (2) この法人の財産の状況を監査する事。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べる事。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事は理事会の議決、監事は総会の議決により、これを解任する事ができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受ける事ができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償する事ができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(種別)

- 第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更。
 - (2) 解散及び合併。
 - (3) 事業計画及び予算並びにその変更。
 - (4) 事業報告及び決算
 - (5) 監事の選任又は解任
 - (6) 解散における残余財産の帰属
 - (7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第23条 通常総会は、毎年、毎事業年度終了の日から2ヶ月以内に、開催する。
- 2 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め、招集請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

- 第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

- 第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

- 第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会する事はない。

(総会の議決)

- 第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

- 第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。
- 2 やむをえない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任する事ができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる事ができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する事）。
 - (3) 審議事項。
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、議事が緊急を要するもので出席した理事の過半数の同意があった場合はこの限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し可否同数の時は、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決する事ができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる事ができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記する事。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産。
- (2) 入会金及び会費。
- (3) 寄付金品。
- (4) 財産から生じる収益。
- (5) 事業に伴う収益。
- (6) その他の収益。

(区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じる事ができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じた時は、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をする事ができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じた時は、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算を持って定めるものの他、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第49条 この法人が定款を変更しようとする時は、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に既定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。
- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第50条 この法人は次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散する時は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散する時は、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

- 第51条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、他の特定非営利活動法人のほか国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

- 第52条 この法人が合併しようとする時は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

- 第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
- ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

- 第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

- 第55条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

- 第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

- 第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の既定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の既定に係わらず、この法人の成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の既定に係わらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	0円	
(2) 正会員 年会費	10,000円	
(3) 賛助会員 会費	1口 1,000円	(何口でも可)

別 表 設立当初の役員

役職名	氏 名
理 事 長	齋藤 美津栄
副理事長	大石 雅也
理 事	今橋 哲郎
理 事	関 裕子
理 事	大池 加寿子
理 事	齋藤 晋 介
監 事	末木 あさ子
監 事	服部 幸代

- 附則 この定款は平成15年9月16日から施行する。
- 附則 この定款は平成16年12月8日から施行する。
- 附則 この定款は平成17年3月11日から施行する。
- 附則 この定款は平成17年6月11日から施行する。
- 附則 この定款は平成18年8月30日から施行する。
- 附則 この定款は平成19年4月1日から施行する。
- 附則 この定款は平成22年11月8日から施行する。
- 附則 この定款は平成24年11月20日から施行する。
- 附則 この定款は平成25年11月27日から施行する。
- 附則 この定款は平成28年4月1日から施行する。
- 附則 この定款は平成30年10月30日から施行する。
- 附則 この定款は平成30年12月14日から施行する。
- 附則 この定款は令和元年8月16日から施行する。
- 附則 この定款は令和7年 月 日から施行する。

2025年(令和7年度)事業計画書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで) (特定非営利活動法人の名称) プレイルームゆづり葉の家

1. 事業実施の方針

ノーマライゼーションの理念に基づき、地域の知的障がい者(児)の、生活支援、自立支援、社会参加など、地域福祉及び、街づくりに寄与することを目的とする。

「法人」

- ・業務改善を実行し事業の安定を目指します。

[児童福祉法に基づく障害児通所支援事業]

「子どもクラブ」（放課後等デイサービス）

- ・多摩市永山を本拠地として活動します。
- ・工作活動や音楽活動など、カリキュラムを再開し幅広い活動を行っていきます。
- ・永山商店街が行う催しなど地域活動も精力的に参加します。
- ・一泊旅行を10月に開催します。
- ・季節に応じたイベントを行います(クリスマスウィークイベント、秋の作品展など)
- ・1日利用者数を平日10名、土曜日を5名(定員10名)とし、年間の利用延べ人数2,640人(月平均220人)を目標とします。
- ・スタッフ会議を毎月開催し、スキルアップに努めます。研修に関しても積極的に取り組んでいきます。曜日ミーティングも開催していきます。
- ・保護者との面談を行います。
- ・多摩市児童通所・相談支援事業所連絡会に参加し、行政や他の事業所との連携を強めていきます。

「子どもクラブPetit」（児童発達支援）

- ・令和7年度中に新規事業所(児童発達支援)の開設を目指します。
- ・多摩市馬引沢を本拠地として活動します。
- ・1日利用者数を平日10名とします。
- ・スタッフ会議を毎月開催し、スキルアップに努めます。研修に関しても積極的に取り組んでいきます。曜日ミーティングも開催していきます。
- ・保護者との面談を行います。
- ・多摩市児童通所・相談支援事業所連絡会に参加し、行政や他の事業所との連携を強めていきます。

[地域支援事業(学校の掃除、保育園での業務等。街づくりのための地域支援事業)]

「地域支援」

- ・土曜クラブではゆづりアート(アート活動)、ゆづり葉クッキング(料理教室)、ゆづりハーモニー(音楽活動)、ゲームクラブや季節に合わせたイベントを行います。
- ・だれでも食堂(こども食堂)を多摩市愛宕にて毎週土曜日に行います。
- ・シェアハウスの運営を多摩市連光寺6丁目にて行います。(定員6名)

[障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業]

「レーベンスバウム」(共同生活援助)

- ・レーベンスバウムは多摩市連光寺 2 丁目にて活動します(男性グループホーム:定員 7 名)
- ・ブルーメンハウスは多摩市連光寺 6 丁目にて活動します(女性グループホーム:定員 5 名)
- ・利用者の誕生会を行います。
- ・ケア者会議及び研修等を行い、スキルアップに努めます。

「居宅介護」

- ・身体介護・家事援助・重度訪問介護・行動援護 計 2,400 時間を目標とします。
- ・ヘルパーミーティング及び研修を行い、スキルアップに努めます。

「地域生活支援」

- ・移動支援は年間 10,350 時間、日中一時は 390 単位(多摩市・稲城市・日野市) 150 時間(八王子市)を目標とします。
- ・ヘルパーミーティング及び研修を行い、スキルアップに努めます。

「ゆづりハウス」(短期入所)

- ・年間利用日数 360 日 月平均 30 日を目標とします。(定員 4 名)
- ・年間利用者数 600 人 月平均 50 人を目標とします。
- ・ヘルパーミーティング及び研修を行い、スキルアップに努めます。
- ・地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出を行います。

「しごとば&のんびり Café 風の家」(就労継続支援 B 型)

- ・1 日の平均利用者数 14 人を目標とし、月平均利用者数 320 名、年間利用延べ人数 3840 名を目標とします。
- ・就労支援事業としてカフェ、農園芸、たまげんき共同受注作業、自主製品作り、お困りごとサービス、基板事業、地域清掃・美化を行います。
- ・カフェでは手作りソーセージ、焙煎豆販売など特色ある事業を行います。外販機会を増やせるよう取り組みます。
- ・地域催事にメンバーとともに出店し、販売を行います。
- ・交流活動として「オンガクノ会」、「タイイクノ会」を行い、健康および体力の維持をはかりつつ、情緒的交流の場面作りを行います。
- ・メンバー、スタッフ合同のミーティングを毎月実施します。
- ・外部研修に参加し、権利擁護の意識を高めます。就労支援スキル向上に努めます。

[障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業、児童福祉法に基づく障害児相談支援事業]

「相談支援バンデ」(特定相談支援事業、障害児相談支援事業)

- ・指定特定相談支援(障害児相談支援)事業所として令和 7 年 11 月に開設を目指します。
- ・指定特定相談支援事業(障害児相談支援事業)を行います。
- ・特定相談支援 サービス利用者 10 名 月平均 2 名
継続サービス利用者 15 名 月平均 3 名
- ・障害児相談支援 サービス利用者 5 名 月平均 1 名
継続サービス利用者 10 名 月平均 2 名 を目指します
- ・多摩市和田を拠点に活動します。
- ・多摩市和田を拠点に活動します。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人員	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
障害児通所支援事業 児童福祉法に基づく	子どもクラブ	放課後～土曜日 平日 放課後～17:30 休日等 9:00～17:00	多摩市永山 4-2-4-106	管理者 1 名 児童発達支援管理責任者 指導員 16 名(保育士、児童指導員、その他従事員)	多摩市及び近隣の市在住の知的障がい児を対象とする。 24 名(定員 10 名)	33,023
	子どもクラブPeck	月曜日～金曜日 平日 11:00～18:00	多摩市馬房沢	管理者 1 名 児童発達支援管理責任者 1 名 指導員 3 名(保育士、児童指導員、その他従事員)	多摩市及び近隣の市在住の知的障がい児を対象とする。 20 名(定員 10 名)	1,620
障害者総合支援法に基づく 障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業	レーベンスバウム	毎日	レーベンスバウム 多摩市蓮光寺 2-31-13 ブルーメンハウス 多摩市蓮光寺 6-11-2	管理者 1 名 (サービス管理責任者兼務) 世話人 8 名 生活支援員 31 名	15 歳以上の知的障害者の男性 7 名(定員 7 名) 15 歳以上の知的障害者の女性 5 名(定員 5 名)	51,055
	ブレイルーム ゆづり葉の家 [居宅介護]	毎日	多摩市蓮光寺 2-31-23 利用者の自宅、多摩市及び近隣の市等	管理者 1 名 サービス提供責任者 1 名 ヘルパー 36 名	多摩市及び近隣の市在住の障がい者 70 名	22,795
	ゆづりハウス	毎日	多摩市蓮光寺 2-31-22	管理者 1 名 サービス管理責任者 1 名 生活支援員 14 名 管理栄養士 1 名	多摩市及び近隣の市在住の障がい者 9 名 定員 4 名	18,347
	しごとば & のんびり Cafe 風の家	月曜日～土曜日 8:00～18:00	多摩市栗沼 1-1-1-101 及び 103	管理者 1 名 サービス管理責任者兼務 職業指導員 4 名 生活支援員 12 名 調理員 2 名 目標工賃達成指導員 1 名 管理栄養士 1 名	多摩市及び近隣の市在住の障がい者 20 名 定員 20 名	52,768
	相談支援 ハンデ	水曜日、土曜日 13:00～17:00	多摩市和田 433-1 ドミールサイトウ 202	管理者 1 名 相談支援専門員 1 名	多摩市及び近隣の市在住の障がい者 10 名	447
地域支援事業 (学校の休校、保育園での業務等、 街づくりのための地域支援事業)	シェアハウス ・地域の障がい者(児)の余暇活動の支援(土曜クラブ) ・地域の児童、高齢者の支援 たれでも食堂	毎日 土曜日 土曜日	多摩市蓮光寺 6-1-1 多摩市馬房沢 多摩市栗沼 1-1-1-101	管理者 1 名 サービス管理責任者 1 名 支援員 10 名	多摩市周辺の一一般市民 不特定多数	3,637

2026年(令和8年度) 事業計画書

(2026年4月1日から2027年3月31日まで) (特定非営利活動法人の名称) プレイルームゆづり葉の家

1. 事業実施の方針

ノーマライゼーションの理念に基づき、地域の知的障がい者（児）の、生活支援、自立支援、社会参加など、地域福祉及び、街づくりに寄与することを目的とする。

「法人」

- ・業務改善を実行し事業の安定を目指します。

[児童福祉法に基づく障害児通所支援事業]

「子どもクラブ」（放課後等デイサービス）

- ・多摩市永山を本拠地として活動します。
- ・工作活動や音楽活動など、カリキュラムを再開し幅広い活動を行っていきます。
- ・永山商店街が行う催しなど地域活動も精力的に参加します。
- ・一泊旅行を10月に開催します。
- ・季節に応じたイベントを行います（クリスマスウィークイベント、秋の作品展など）
- ・1日利用者数を平日10名、土曜日を5名（定員10名）とし、年間の利用延べ人数2,640人（月平均220人）を目標とします。
- ・スタッフ会議を毎月開催し、スキルアップに努めます。研修に関しても積極的に取り組んでいきます。曜日ミーティングも開催していきます。
- ・保護者との面談を行います。
- ・多摩市児童通所・相談支援事業所連絡会に参加し、行政や他の事業所との連携を強めていきます。

「子どもクラブPetit」（児童発達支援）

- ・多摩市馬引沢を本拠地として活動します。
- ・1日利用者数を平日10名、土曜日を5名（定員10名）とし、年間の利用延べ人数1,752人（月平均146人）を目標とします。
- ・スタッフ会議を毎月開催し、スキルアップに努めます。研修に関しても積極的に取り組んでいきます。曜日ミーティングも開催していきます。
- ・保護者との面談を行います。
- ・多摩市児童通所・相談支援事業所連絡会に参加し、行政や他の事業所との連携を強めていきます。

[地域支援事業（学校の掃除、保育園での業務等。街づくりのための地域支援事業）]

「地域支援」

- ・土曜クラブではゆづりアート（アート活動）、ゆづり葉クッキング（料理教室）、ゆづりハーモニー（音楽活動）、ゲームクラブや季節に合わせたイベントを行います。
- ・だれでも食堂（こども食堂）を多摩市愛宕にて毎週土曜日に行います。
- ・シェアハウスの運営を多摩市連光寺6丁目にて行います。（定員6名）

[障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業]

「レーベンスバウム」(共同生活援助)

- ・レーベンスバウムは多摩市連光寺 2 丁目にて活動します(男性グループホーム:定員 7 名)
- ・ブルーメンハウスは多摩市連光寺 6 丁目にて活動します(女性グループホーム:定員 5 名)
- ・利用者の誕生会を行います。
- ・ケア者会議及び研修等を行い、スキルアップに努めます。

「居宅介護」

- ・身体介護・家事援助・重度訪問介護・行動援護 計 2,400 時間を目標とします。
- ・ヘルパーミーティング及び研修を行い、スキルアップに努めます。

「地域生活支援」

- ・移動支援は年間 10,350 時間、日中一時は 390 単位(多摩市・稲城市・日野市) 150 時間(八王子市)を目標とします。
- ・ヘルパーミーティング及び研修を行い、スキルアップに努めます。

「ゆづりハウス」(短期入所)

- ・年間利用日数 360 日 月平均 30 日を目標とします。(定員 4 名)
- ・年間利用者数 600 人 月平均 50 人を目標とします。
- ・ヘルパーミーティング及び研修を行い、スキルアップに努めます。
- ・地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出を行います。

「しごとば&のんびり Café 風の家」(就労継続支援 B 型)

- ・1 日の平均利用者数 14 人を目標とし、月平均利用者数 320 名、年間利用延べ人数 3840 名を目標とします。
- ・就労支援事業としてカフェ、農園芸、たまげんき共同受注作業、自主製品作り、お困りごとサービス、基板事業、地域清掃・美化を行います。
- ・カフェでは手作りソーセージ、焙煎豆販売など特色ある事業を行います。外販機会を増やせるよう取り組みます。
- ・地域催事にメンバーとともに出店し、販売を行います。
- ・交流活動として「オンガクノ会」、「タイイクノ会」を行い、健康および体力の維持をはかりつつ、情緒的交流の場面作りを行います。
- ・メンバー、スタッフ合同のミーティングを毎月実施します。
- ・外部研修に参加し、権利擁護の意識を高めます。就労支援スキル向上に努めます。

[障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業、児童福祉法に基づく障害児相談支援事業]

「相談支援バンド」(特定相談支援事業、障害児相談支援事業)

- ・指定特定相談支援事業(障害児相談支援事業)を行います。
- ・特定相談支援 サービス利用者 24 名 月平均 2 名
継続サービス利用者 36 名 月平均 3 名
- ・障害児相談支援 サービス利用者 12 名 月平均 1 名
継続サービス利用者 24 名 月平均 2 名 を目指します
- ・多摩市和田を拠点に活動します。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人員	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
障害児通所支援事業 児童福祉法に基づく	子どもクラブ	放課後～土曜日 平日 放課後～17:30 休日等 9:00～17:00	多摩市永山 4-2-4-106	管理者 1 名 児童発達支援管理責任者 指導員 16 名(保育士、児童指導員、その他従事員)	多摩市及び近隣の市在住の知的障がい児を対象とする。 24 名(定員 10 名)	33,023
	子どもクラブ Petit	月曜日～金曜日 平日 11:00～18:00	多摩市馬引沢	管理者 1 名 児童発達支援管理責任者 1 名 指導員 3 名(保育士、児童指導員、その他従事員)	多摩市及び近隣の市在住の知的障がい児を対象とする。 20 名(定員 10 名)	4,860
障害者総合支援法に基づく 障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業	レーンズハウス	毎日	レーンズハウス 多摩市蓮光寺 2-31-13 ブルーメンハウス 多摩市蓮光寺 6-11-2	管理者 1 名 (サービス管理責任者兼務) 世話人 8 名 生活支援員 31 名	15 歳以上の知的障害者の男性 7 名 (定員 7 名) 15 歳以上の知的障害者の女性 5 名 (定員 5 名)	52,255
	フレイルーム ゆづり葉の家 [居宅介護]	毎日	多摩市蓮光寺 2-31-23 利用者の自宅、多摩市及び近隣の市等	管理者 1 名 サービス提供責任者 1 名 ヘルパー 38 名	多摩市及び近隣の市在住の障がい者 (男) 70 名	22,795
	ゆづりハウス	毎日	多摩市蓮光寺 2-31-22	管理者 1 名 サービス管理責任者 1 名 生活支援員 14 名 管理栄養士 1 名	多摩市及び近隣の市在住の障がい者 (男) 定員 4 名	18,347
	しごとば & のんびり Café 風の家	月曜日～土曜日 8:00～18:00	多摩市栗谷 1-1-1-101 及び 103	管理者 1 名 (サービス管理責任者兼務) 職業指導員 4 名 生活支援員 12 名 調理員 2 名 目標工賃達成指導員 1 名 管理栄養士 1 名	多摩市及び近隣の市在住の障がい者 定員 20 名	52,768
	相談支援ハンデ	水曜日、土曜日 13:00～17:00	多摩市栗田 433-1 ドミールサイトウ 202	管理者 1 名 相談支援専門員 1 名	多摩市及び近隣の市在住の障がい者 10 名	1,530
地域支援事業 (学校の掃除、保母園での業務等、街づくりのための地域支援事業)	シェアハウス ・地域の障がい者(男)の余暇活動の支援(土曜クラブ) ・地域の児童、高齢者の支援 だれでも食堂	毎日 土曜日 土曜日	多摩市蓮光寺 6-1-1 多摩市馬引沢 多摩市栗谷 1-1-1-101	管理者 1 名 サービス管理責任者 1 名 支援員 10 名	多摩市周辺の一般市民 不特定多数	3,637

2025年度(令和7年度) 特定非営利活動に係わる事業 活動予算書 (1/2)

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(特定非営利活動法人の名称) 特定非営利活動法人 プレイルームゆづり葉の家

科 目	金 額 (単位:円)		備 考
I 経常収益			
1. 受 取 会 費			
正 会 員 受 取 会 費	90,000		3,000X30名
賛 助 会 員 受 取 会 費	50,000	140,000	
2. 事 業 収 益			
レーベンスバウム事業収益	4,848,000		
しごとば&のんびりカフェ	6,000,000		・カフェ2,700,000 ・商品づくり100,000 ・農園200,000 ・委託収入2,000,000 ・品賃1,000,000
風 の 家 事 業 収 益			
地 域 支 援 事 業 収 益	3,200,000	14,048,000	・だれでも食堂270,000 ・シェアハウス2,400,000 ・その他350,000
3. 補 助 金 等 収 益			
子 ど も ク ラ ブ	29,000,000		・児童通所支援(放課後等デイサービス)
児 童 発 達 支 援	4,450,000		・児童通所支援(児童発達支援) 2025年12月～予定
レ ー ベ ン ス ハ ウ ム	54,450,000		・障害福祉サービス(共同生活援助)
居 宅 介 護	29,000,000		・障害福祉サービス(居宅介護)・地域生活支援
ゆ づ り ハ ウ ス	19,250,000		・障害福祉サービス(短期入所)
相 談 支 援 バ ン デ	600,000		・障害福祉サービス(相談支援) 2025年11月～予定
しごとば&のんびりカフェ 風の家	37,650,000	174,400,000	・障害福祉サービス(就労継続支援B型)
4. 助 成 金 等	17,690,000	17,690,000	・社協 180,000 ・風の家7,500,000 ・誰でも食堂500,000
5. 受 取 寄 付 金			
受 取 寄 付 金	0	0	
6. そ の 他 収 益			
雑 収 入	625,000		・自販機手数料等・社宅家賃
受 取 利 息	5,000		
受 取 配 当 金	900	630,900	・多摩信用金庫出資金配当金
経常収益計(A)		206,908,900	
II 経常費用			
1. 事 業 費			・事業別合計額は別表1
(1) 人 件 費			
給 与 手 当	132,745,000		
法 定 福 利 費	10,680,000		
退 職 共 済 掛 金	690,000		
福 利 厚 生 費	1,070,000	145,185,000	
(2) 食 材 料 費			
材 料 費		2,600,000	・風の家 カフェ事業食材仕入高
(3) そ の 他 経 費			
旅 費 交 通 費	4,745,000		
通 信 費	692,000		
ガ ソ リ ン 代	1,890,000		
消 耗 品 費	2,440,000		
修 繕 費	800,000		
水 道 光 熱 費	2,467,500		
支 払 手 数 料	16,000		
保 険 料	1,065,000		
地 代 家 賃	7,298,800		・子どもクラブ、ブルーメン、風の家、児童発達支援
賃 借 料	3,120,000		・車両リース 什器・設備等リース
社 会 参 加 費	1,350,000		・土曜クラブ費用・子どもクラブ行事等・風の家イベント費等
ボ ラ ン テ ィ ア 謝 金	150,000		
関 係 団 体 分 担 金	36,000		
減 価 償 却 費	1,939,971		
食 材 費	2,250,000		
広 告 宣 伝 費	500,000		
研 修 費	600,000		
利 用 者 工 賃	3,100,000		・風の家 利用者工賃
訓 練 費	1,100,000		
予 備 費	350,000	35,910,271	
事業費計		183,695,271	

2025年度(令和7年度) 特定非営利活動に係わる事業 活動予算書(案)(2/2)

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(特定非営利活動法人の名称) 特定非営利活動法人 プレイルームゆづり葉の家

科 目	金 額 (単位:円)		備 考
2. 管 理 費			
(1) 人 件 費			
理 事 報 酬	3,000,000		
給 与 手 当	10,000,000		・各種手当含
退 職 共 済 掛 金	40,000		
法 定 福 利 費	450,000		
福 利 庫 生 費	100,000	13,590,000	
(2) そ の 他 の 経 費			
会 議 費	100,000		
旅 費 交 通 費	1,860,000		
通 信 費	300,000		
消 耗 品 費	350,000		
水 道 光 熱 費	450,000		
支 払 手 数 料	650,000		・社労士顧問料含
広 告 宣 伝 費	30,000		・電柱広告、求人広告
地 代 家 賃	132,000		
賃 借 料	1,500,000		・事務機器リース料
租 税 公 課	700,000		
関 係 団 体 分 担 金	10,000		
慶 弔 費	50,000		
減 価 償 却 費	1,372,407		
研 修 費	50,000	7,754,407	
管 理 費 計		21,344,407	
3. その他の費用			
支 払 利 息	730,000	730,000	
4. 予 備 費	100,000	100,000	
経 常 費 用 計 (B)			205,869,678
当期経常増減額 (A)-(B)			1,039,222
前期繰越収支差額 (C)			11,784,840
次期繰越収支差額(A)-(B)+(C)			12,824,062

別表1 経常費用 事業費(人件費・その他の経費)の事業別合計額

(単位:円)

科 目	子 ども ク ラ ブ	子 ども ク ラ ブ P e t i t	レ ー ベ ン ス バ ウ ム	居 宅 介 護	ゆ づ り ハ ウ ス	こ ども の 心 の け っ け	地 域 支 援	福 祉 支 援	事 業 費 計
I 人件費	24,825,000	700,000	43,810,000	20,975,000	14,700,000	38,150,000	1,700,000	325,000	145,185,000
II その他の経費	8,198,918	920,000	7,245,836	1,820,000	3,647,139	14,618,378	1,937,500	122,500	38,510,271
計	33,023,918	1,620,000	51,055,836	22,795,000	18,347,139	52,768,378	3,637,500	447,500	183,695,271

2026年度(令和8年度) 特定非営利活動に係わる事業 活動予算書 (1/2)

(2026年4月1日から2027年3月31日まで)

(特定非営利活動法人の名称) 特定非営利活動法人 プレイルームゆづり葉の家

科 目	金 額 (単位:円)		備 考
I 経常収益			
1. 受 取 会 費			
正 会 員 受 取 会 費	90,000		3,000X30名
賛 助 会 員 受 取 会 費	50,000	140,000	
2. 事 業 収 益			
レーベンスバウム事業収益	5,078,600		
しごとば&のんびりカフェ	8,000,000		〔カフェ2,700,000 ・製品づくり100,000 ・展覧200,000 ・委託収入2,000,000 ・書籍1,000,000〕
風 の 家 事 業 収 益	3,200,000	14,278,600	・だれでも食堂270,000 ・シェアハウス2,400,000 ・その他350,000
3. 補 助 金 等 収 益			
子 ど も ク ラ ブ	29,000,000		・児童通所支援(放課後等デイサービス)
児 童 発 達 支 援	13,350,000		・児童通所支援(児童発達支援)
レーベンスバウム	56,000,000		・障害福祉サービス(共同生活援助)
居 宅 介 護	29,000,000		・障害福祉サービス(居宅介護)・地域生活支援
ゆ づ り ハ ウ ス	19,250,000		・障害福祉サービス(短期入所)
相 談 支 援 パ ン デ	1,800,000		・障害福祉サービス(相談支援)
しごとば&のんびりカフェ	37,650,000	188,050,000	・障害福祉サービス(就労継続支援B型)
4. 助 成 金 等	17,690,000	17,690,000	・社協 180,000 ・風の家7,500,000 ・誰でも食堂500,000
5. 受 取 寄 付 金			
受 取 寄 付 金	0	0	
6. そ の 他 収 益			
雑 収 入	625,000		・自販機手数料等・社宅家賃
受 取 利 息	5,000		
受 取 配 当 金	900	630,900	・多摩信用金庫出資金配当金
経常収益計(A)		218,789,500	
II 経常費用			
1. 事 業 費			・事業別合計額は別表1
(1) 人 件 費			
給 与 手 当	138,220,000		
法 定 福 利 費	10,680,000		
退 職 共 済 掛 金	690,000		
福 利 厚 生 費	1,070,000	148,660,000	
(2) 食 材 料 費		2,600,000	・風の家 カフェ事業食材仕入高
(3) そ の 他 経 費			
旅 費 交 通 費	4,745,000		
通 信 費	692,000		
ガ ソ リ ン 代	1,890,000		
消 耗 品 費	3,030,000		
修 繕 費	800,000		
水 道 光 熱 費	2,725,000		
支 払 手 数 料	16,000		
保 険 料	1,065,000		
地 代 家 賃	8,498,800		・子どもクラブ、ブルーメン、風の家、児童発達支援
賃 借 料	3,120,000		・車両リース 什器・設備等リース
社 会 参 加 費	1,350,000		・土曜クラブ費用・子どもクラブ行事等・風の家イベント費等
ボ ラ ン テ ィ ア 謝 金	150,000		
関 係 団 体 分 担 金	36,000		
減 価 償 却 費	1,939,971		
食 材 費	2,250,000		
広 告 宣 伝 費	500,000		
研 修 費	600,000		
利 用 者 工 賃	3,100,000		・風の家 利用者工賃
制 録 費	1,100,000		
予 備 費	350,000	37,957,771	
事業費計		189,217,771	

2025年度(令和7年度) 特定非営利活動に係わる事業 活動予算書 (2/2)

(2026年4月1日から2027年3月31日まで)

(特定非営利活動法人の名称) 特定非営利活動法人 プレイルームゆづり葉の家

科 目		金 額		(単位:円)		備 考
2. 管 理 費						
(1) 人 件 費						
理 事 報 酬	3,000,000					
給 与 手 当	10,000,000					・各種手当含
退 職 共 済 掛 金	40,000					
法 定 福 利 費	450,000					
福 利 厚 生 費	100,000	13,590,000				
(2) そ の 他 の 経 費						
会 議 費	100,000					
旅 費 交 通 費	1,860,000					
通 信 費	300,000					
消 耗 品 費	350,000					
水 道 光 熱 費	450,000					
支 払 手 数 料	650,000					・社労士顧問料含
広 告 宣 伝 費	30,000					・電柱広告、求人広告
地 代 家 賃	132,000					
賃 借 料	1,500,000					・事務機器リース料
租 税 公 課	700,000					
関 係 団 体 分 担 金	10,000					
慶 弔 費	50,000					
減 価 償 却 費	1,372,407					
研 修 費	50,000	7,754,407				
管 理 費 計		21,344,407				
3. その他の費用						
支 払 利 息	730,000	730,000				
4. 予 備 費	100,000	100,000				
経 常 費 用 計 (B)			211,392,178			
当期経常増減額 (A)-(B)			7,397,322			
前期繰越収支差額 (C)			11,784,840			
次期繰越収支差額(A)-(B)+(C)			19,182,162			

別表1 経常費用 事業費(人件費・その他の経費)の事業別合計額

(単位:円)

科 目	子どもクラブ	子どもクラブPetit	レーベンス/バウム	居 宅 介 護	ゆづりハウス	しこはるのふりか つ ぎ の 家	地 域 支 援	相 談 支 援 パ ン デ	事 業 費 計
I 人件費	24,825,000	2,100,000	45,010,000	20,975,000	14,700,000	38,150,000	1,700,000	1,200,000	148,660,000
II その他の経費	8,198,918	2,760,000	7,245,836	1,820,000	3,647,139	14,618,378	1,937,500	330,000	40,557,771
計	33,023,918	4,860,000	52,255,836	22,795,000	18,347,139	52,768,378	3,637,500	1,530,000	189,217,771